

愛知県自然環境保全地域

田之土里湿原



 愛知県

愛知県自然環境保全地域とは

わたしたちが、健康で文化的な生活を享受していくためには、単に物質的な豊かさのみでなく、自然とのかかわりの中で、豊かな精神性を養うことが必要です。自然は、生命はぐくむ母体であり、単に経済活動のための資源としての役割を果たすのみではなく、それ自体が豊かな人間生活に不可欠な役割をもっています。

このため、自然環境保全施策の基本となる法制度として、国においては昭和47年に自然環境保全法が、愛知県においては、昭和48年に自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例が制定されました。

愛知県自然環境保全地域は、この条例によって指定されるもので、すぐれた天然林や貴重な動植物の自生地などの貴重な自然環境を有する地域を、わたしたちの共通の財産として、将来にわたって保全しようとするものです。



田之土里湿原の自然

田之土里湿原は、国道420号線の東加茂郡下山村梨野から別れて、足助町の神越溪谷に抜ける県道367号線の、下山村との境界を接した足助町に位置し、県道から田之土里川に沿って200m程入った道路端にあります。分岐点と現地にはそれぞれ案内標識があり、自動車で見学まで行けます。

自然環境保全地域の指定区域のうち、湿原の部分（野生動植物保護地区）は、木柵で囲まれ、周囲に石畳の巡視歩道があり、道路から一目で見渡される程度の比較的狭い湿原です。

湿原の種類について

愛知県に見られる湿原は、その地下の泥炭の有無によって、泥炭湿原と低地湿原とに分けられます。泥炭とは、夏の気候が比較的低く、しかも雨が多いために、枯れ草を分解して腐植土に変える細菌の働きが妨げられる結果として形成されます。その泥炭が堆積してできた湿原が泥炭湿原です。

一方、低地湿原は、粘土層など、水を透さない層を持つ斜面に、絶えず湧き水が注ぐような場所に土砂が堆積してできた湿原です。

愛知県の地形は、湿原の多いことが一つの特徴となっていますが、その大部分は低地湿原に属し、これは、東海地方以外にはあまり例を見ない、珍しいスタイルの湿原です。

泥炭湿原は、気候、地形などの条件のそろった、特別な場所にだけ見られます。泥炭湿原の多くは、沼や池の底に泥炭が堆積するところから始まり、泥炭の堆積程度と水位との関わりによって、低層湿原→中間湿原→高層湿原の3段階に分



湿原風景

けられ、それぞれを代表する植物（優占種）も、泥炭層が次第に高まって入水が絶たれ、湿原の栄養状態が低下し、酸性が強くなるにつれて、ヨシ、スゲ類→ヌマガヤ、ミカズキグサ→ミズゴケ類と変化し、高層湿原（ミズゴケ優占）の時期が湿原のピークで、その後は次第に乾燥状態となり、原野へと変わっていくのが普通の遷移のパターンのように思われます。

田之土里湿原は、湿原の中央部には、わずかながら泥炭層が見られますが、湿原の分類からは、低地湿原の仲間と見るのがよいと思われます。

田之土里湿原の植物

田之土里湿原の植物は、愛知県の山間高冷地にある湿原ではどこにも見られる一般的なものですが、特徴としては、ハンゴンソウやゴマナなど、寒い地方のものがあること、アヤメ科の原種ノハナショウブの群落が目につくなどが挙げられます。

湿原内の主な植物を挙げると次のとおりです。

★木本植物

スギ、コハウチワカエデ、シロモジ、クリ、ヤマザクラ、ガマズミ、コシアブラ、ノリウツギ、リョウブ、サワフタギ、ヤマウルシ、イヌツゲ、ズミ、イソノキ、イボタノキ、アカシデ、ホウノキ、ヤブムラサキ、バйкаツツジ、オトコヨウゾメ、コナラ、アカマツ、ウメモドキ、オオカメノキ、アセビなど。

★草本植物

マアザミ、サワヒヨドリ、ハンゴンソウ、ゴマナ、オタカラコウ、サワギキョウ、エゾミソハギ、イヌショウマ、ムカゴニンジン、チダケサシ、モウセンゴケ、ミミカキグサ、ヌマトラノオ、コオニユリ、オオバギボウシ、ショウジョウバカマ、ノギラン、ノハナショウブ、サギソウ、カキラン、コバノトンボソウ、ホタルイ、ヤマイ、コマツカサススキ、アブラガヤ、ヌマガヤ、ヒメシダなど。



ハンゴンソウ



ノハナショウブ



サギソウ



ミミカキグサ
ムラサキミミカキグサ



オタカラコウ

田之土里という地名の由来

もともと田之土里は“田の尻”という意味で、イネが栽培できる尻、すなわち限界の地ということから名付けられたものでした。

田へ引き込む水の水温が低いためにイネがよく育たず、またドロオイムシという害虫が葉を食害してしまうからです。ドロオイムシの幼虫はイモ虫型の1cmほどの虫で、自分の糞を背中にくっつけて生活する変わった虫です。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしましょう。
美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

自然保護憲章より

たのしりしつげん 愛知県田之土里湿原自然環境保全地域の保全計画

(昭和50年1月31日指定)

指定理由

当該地域の湿原は、中間湿原特有の生態系を維持している。

しかしながら、当該湿原の南側に沿って林道が通じており、人の活動による影響を受けやすくなっている。

したがって、弱い自然である湿原特有の生態系を保全するため、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項第3号の湿原として指定するものである。

保全計画

1 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

湿原は、高層湿原にみられるミズゴケ類の上にヌマガヤ、モウセンゴケ、ミカヅキグサ等が生育するとともに、低層湿原にみられるサワギキョウ、イヌノヒゲ等も生育する中間湿原の植生である。

(2) 野生動物

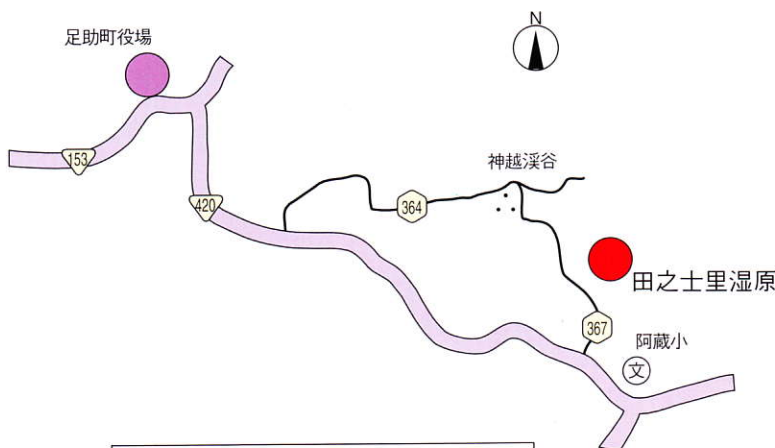
湿原特有の昆虫類として、ヒメヒカゲ、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチが生息している。

2 面積

特別地区		普通地区	合計
	うち 野生動物保護地区		
0.58ha	0.15ha	2.20ha	2.78ha



田之土里湿原自然環境保全地域区域図



所在地 東加茂郡足助町大字御内蔵連

問い合わせ先

愛知県農地林務部自然保護課

名古屋市中区三の丸3-1-2

電話(052)961-2111(代)

愛知県足助事務所林務課

足助町大字足助字陣屋跡19-3

電話(0565)62-0501(代)

足助町産業振興課

足助町大字足助字宮ノ後26-2

電話(0565)62-0600(代)



*このパンフレットの作成にあたり権田昭一郎氏（原自然環境保全審議会専門委員）及び三津井宏氏（県立松平高校）のご協力を受けました。